

2005年10月11日
大和総研 制度調査部
吉井 一洋

企業会計基準公開草案第6号

「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準（案）」及び

企業会計基準適用指針公開草案第9号

「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針（案）」

へのコメント

1.新株予約権、少数株主持分、繰延ヘッジ損益を「純資産」に含めることへの意見

新会計基準（案）では、新株予約権、少数株主持分、繰延ヘッジ損益を「純資産」に含めて計上することとしている。これについては、以下の理由から賛成である。

○理由は以下のとおりである。

- ◇新株予約権については「中間区分」に計上する案が示されており、少数株主持分は「中間区分」として計上されている。しかし、「中間区分」のような性格があいまいな区分を設けると、資本か負債か区分が難しいものは、続々とこの区分に含められる可能性がある。米国基準やIFRSを見ても「中間区分」は廃止する方向にある。
- ◇新株予約権や少数株主持分は、「負債」ではないことから、「資産」から「負債」を控除した「純資産」に計上されるのが妥当である。
- ◇繰延ヘッジ損益はデリバティブの評価差額であり、有価証券の評価差額である「その他有価証券評価差額金」と性格が類似している。米国やIFRSのキャッシュフロー・ヘッジ会計では従来の繰延ヘッジ損益に該当するものを「株主持分」に計上している。このような点を考えると「資産」、「負債」ではなく、「純資産」に計上した方が望ましい。

2.「資本の部」の廃止、「株主資本」の定義に対する意見

- ◎「資本の部」を廃止し、「株主資本」を資本金と剰余金の合計（自己株式控除後）に限定した場合、「資本」の定義が、純資産から大きく狭まることになる。
- ◎「株主資本」は決算短信では「純資産」と同義に用いられていたため、大きな混乱を招く可能性がある。ROEの定義などにも影響を与え、投資家をミスリードする可能性がある。資本の範囲から「その他有価証券評価差額金」などが除外されることにより、株式持合いや含み経営を復活させるおそれもある。
- ◎純資産のうち、少数株主持分を親会社株主の持分と区分する考え方は、連結財務諸表原則で親会社説を採用していることと整合性が取れ、妥当であると思われる。
- ◎純資産のうち、評価・換算差額等の未実現の部分、株主の地位が確定していない新株予

約権を、資本金と剰余金の合計と区分する考え方も理解できる。しかし、利益として実現した部分と株主の地位の確定した部分をそうでない部分と区分するのであれば、それを反映した項目名とすればよく、評価・換算差額等や新株予約権をあえて「資本」から除外しなくてもよいのではないか。

- 新会計基準案 4 項及び 5 項では、これまでの「資本の部」という表示を廃止して資産と負債の差額を「純資産」と定義し、親会社株主に帰属する「株主資本」とそれ以外の各項目に分けることとしている。「株主資本」は「資本金」と「剰余金」の合計から「自己株式」を控除した額を指し、以下の項目は除外している。
 - ◇親会社株主に帰属しない項目：「少数株主持分」、「新株予約権」
 - ◇払込資本では無く、かつ、未だ当期純利益に含まれていない項目（討議資料の「リスクから解放されていない項目」）
 - ：「評価・換算差額等」
 - …「その他有価証券評価差額金」、「為替換算調整勘定」、「繰延ヘッジ損益」

- 「株主資本」は、現行の会計基準で明確に定義されているわけではない。しかし、これまでの実務では「純資産」＝「資本の部」＝「株主資本」と解されていたと思われる。東京証券取引所の決算短信の様式でも、「株主資本」＝「資本の部」としている。財務諸表の解説書でも、「株主資本」を資本の部を指すものと解説している書籍もある。今回の新会計基準（案）は、「資本の部」を廃止すると共に、「株主資本」の定義を実質的に変更している。これにより、「資本」の定義が根本的に変更され、従来よりも狭められることになり、実務が相当混乱する可能性がある。資本の定義の変更により、ROEなど、財務分析の主要な指標も影響を受け、投資家をミスリードする可能性がある。

- 新しい会計基準（案）が、株式持合いや含み経営の復活につながらないかも懸念される。わが国企業の株式持合いの解消、含み経営からの脱却を促進した大きな要因は、時価会計の導入であり、持合い株式などの時価が「資本の部」に反映されることの影響が大きかったと思われる。しかし、新しい会計基準（案）では、「資本の部」が廃止され、新しい「株主資本」から「その他有価証券」の評価損益は除外される。即ち、新しい資本には、持合い株式等の評価損益は含まれないことになる。ROEで見ても、例えば、多額の含み益のある株式を、売却もせずただ保有し続けている企業の場合、現行のROEでは分母が増加しROEが低下し、ROEに経営の非効率な面が反映される。しかし、仮に新しい株主資本をROEの分母とした場合、このような面がROEに反映されない。

- 会社の清算価値で考えても、法律上、株主に帰属するのは時価ベースの純資産であり、資本金や剰余金に限定されない。まだ株主になっていない投資家から見た場合は、投資コストとして意識するのは株価であり、株価は評価・換算損益等を含んだ時価純資産に、継続企業としての価値を上乗せした金額を株数で除したものと考えられる。とすると、

資本金と剰余金の合計を投資のベース（資本）とするよりは、評価・換算差額等を含んだ金額をベースとした方が、株主や投資家の実感には、より近いのではないかと思われる。

- 「新株予約権」についても、新株予約権自体に価値があり、付与時点で既存株主の価値に希薄化が生じていると考えれば、その価額を資本に加えることが望ましいと思われる。その方が、ROEを算出する際などには、希薄化の事実が反映されると思われる。
- 一方、「少数株主持分」については、連結財務諸表原則で親会社説を採用し、経済的単一体説を採用していないことから、これを親会社の株主に帰属する部分と区分するという考え方は理解できる。
- 以上を踏まえ、例えば、新しい貸借対照表の「純資産」を下の表のように区分することは考えられないか？。下表では、実務上の混乱を回避するため、「純資産」を「株主資本」として表示している。このうち親会社に帰属する部分と少数株主に帰属する部分を区分するため、前者を「親会社株主資本」として少数株主持分と区分している。さらに「親会社株主資本」のうち、資本金と剰余金を、「『確定』（親会社）株主資本」と表示し、評価・換算差額等の未実現の部分、株主の地位が確定していない新株予約権と区分している。（下表では、米国基準やIFRSで純資産を示す「Shareholders' equity」が、一般的に「株主持分」と翻訳されていることや「少数株主持分」という科目名に併せ、「株主資本」の代わりに「株主持分」という用語を用いる方法を併記している）。

資本金	確定(親会社)株主資本 (or 確定(親会社)株主持分)	親会社株主資本 (or 親会社株主持分)	株主資本 (=純資産) (or 株主持分)
資本剰余金 利益剰余金 自己株式(控除項目)			
評価換算差額等			
新株予約権※1			
少数株主持分			
子会社株式の新株予約権※2			

※1 開示企業（親会社）の株式を付与対象にするものを対象。将来の親会社株主の持分としてこの箇所に表示している。

※2 開示企業（親会社）が保有していない部分。権利行使されれば少数株主持分が増加する。